

# 告示

## 埼玉県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
山中歯科医院	東松山市元宿二 一〇―四	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	平成三十年六月五日
山中歯科医院	鶴ヶ島市脚折町 三―一八―三	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	平成三十年五月三十日
薬局児玉	本庄市児玉町児 玉五九四―二	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	令和元年八月三十一日
なかまち薬局	深谷市仲町二 一―四―一	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	令和元年八月三十一日

特別養護老人ホーム吾野園		ヘルパーステーション 所沢 ゆうらく東	
飯能市南川二〇九一		所沢市東所沢五 一四一五	
介護予防通所介護	居宅介護支援	通所介護	訪問介護
平成三十年八月三十一日	平成十二年七月一日	平成三十年八月三十一日	平成三十年五月一日